

植草学園大学実験動物の飼養及び保管に関するマニュアル

平成29年6月28日

植草学園大学動物実験委員会

このマニュアルは、「植草学園大学動物実験規程第28条」に基づき、実験動物の飼養及び保管の方法について必要な事項を定めたものである。

1. 実験動物の飼養及び管理

1-1 動物実験実施者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じ、適切に飼養・保管すること。

1-2 実験動物実施者は、実験動物の健康及び安全の保持のため、動物実験等の目的達成に支障を及ぼさない範囲で適切に給餌及び給水を行うこと。

1-3 本学の施設等においては、主に以下の方法で行うこと。

(水の確保)

1-3-1 水源確保(井戸水や貯水を含む)、給水ラインの破断防止の措置を講じておく。緊急時の給水用具(おわん・ポリタンク・柄杓など)を確保しておく。

(飼料備蓄)

1-3-2 最低1ヶ月分程度の飼料の備蓄をしておく。飼料は可能な限り長期間の室温保存に耐えるものが望ましい。

(空調機能)

1-3-3 空調機能を確保しておく。自家発電装置は飼養保管設備をカバーできる程度の高出力が望ましい。不可能な場合、家庭用温風機やファンヒーターなどの備えが必須となるが、その際は重油、軽油、灯油なども確保しておく。

(汚物処理)

1-3-4 汚物処理の対策を講じておく。特に緊急時には、ケージや飼育架台などを水洗できぬ状況を考え、例えば床敷飼養への切り替え、じゅうのう、塵取り、ドライワイパーなどの用意、その他、ウェットティッシュ、ペーパータオル、古新聞、厚手のポリ袋、ポリ手袋などを確保しておく。

(飼育架台等の固定)

1-3-5 震度5以上の直下型地震の揺れにも耐えられるように、大型飼育装置は床固定式とする方が望ましい。飼育ラックや試薬棚類も壁固定を心掛ける(二段重ねの棚は上下固定も有効である)。その際、飼育ケージや試薬びん等の落下防止のため棚板に栈をつけることも必要である。

2. 逸走防止措置と逸走時の対応

- 2-1 施設等からの入退室の際は、実験動物の逸走に十分注意すること。主に退室の際は、飼育ケージの蓋や施設等の扉が完全に閉まっていることなどを確認し、実験動物の逸走防止に努めること。
- 2-2 実験動物が逸走した際は、施設等以外に逸走しないよう処置を執り、直ちに捕獲すること。また、すみやかに管理者へ報告すること。
- 2-3 逸走した実験動物を捕獲できない場合は、アニマルトラップを設置すること。
- 2-4 本学の施設等においては、主に以下の方法で行うこと。

(動物の逸走防止措置)

- 2-4-1 実験動物を逃亡させないため、脱出防止装置の付いたケージで飼育し、飼養保管設備内の吸排気口には金網ロック（窓があれば金網入りガラスの使用）を施す。また、飼養保管設備入口には十分な高さの鼠返しを取付ける。さらに、飼養中の病原体、RI、導入遺伝子の種類の記帳、飼養動物の正確な個体識別などは日常から遺漏のないようにする。

3. 廃棄物処理

- 3-1 実験終了もしくは実験中止した際で、実験動物を引き続き飼養しない場合は、動物実験実施者が適切な方法で処理を行うこと。
- 3-2 実験動物の死体については、オートクレーブで滅菌するなどの適切な方法で処理を行い、人の健康及び生活環境を損なうことのないようにすること。
- 3-3 動物実験実施者は実験により発生した廃棄物や実験廃液などについて、それぞれの定めに応じた処理をすること。

4. 施設・設備の保守点検

- 4-1 床、内壁、天井及び附属設備は、衛生状態の維持及び管理を徹底すること。
- 4-2 実験動物が突起物、穴、くぼみ、斜面等により傷害等を受けるおそれがないよう施設及び設備を保守・点検すること。

5. マニュアルの改廃

- 5-1 このマニュアルの改廃は、学長が動物実験委員会の意見を聴いて行う。

附 則（平成29年6月28日学長承認）

このマニュアルは、平成29年6月29日から施行する。